

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省保険局医療課長発通知(令和元年11月29日付、保医発1129第1号、令和元年12月1日適用)により、下記内容の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬具

(記)

【適用日】：2019年12月1日

◎ 対象となる適用遺伝子拡大項目

検 査 項 目 名	実 施 料
遺伝学的検査(がんゲノムプロファイル検査) (販売名:FoundationOne® CD×がんゲノムプロファイル)	5,000点
算 定 区 分	
区分番号「D006-4」 遺伝学的検査【血液学的検査 125点】	

D006-4 遺伝学的検査の留意事項の(9)(10)を(11)(12)に変更し、(9)(10)に下記を追加する。

- (9) 固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、シーケンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的としてNTRK融合遺伝子検査を実施する場合にあっては、患者1人につき1回に限り算定する。この場合、遺伝学的検査「2」処理が複雑なものの所定点数を準用して算定することとし、注の規定及び(1)～(7)の規定は適用しない。
- (10) シーケンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として特定の遺伝子の変異の評価を行う際に、包括的なゲノムプロファイルを併せて取得している場合には、包括的なゲノムプロファイルの結果ではなく、目的とする遺伝子変異の結果についてのみ患者に提供すること。また、その場合においては、目的以外の遺伝子の変異にかかる検査結果については患者の治療方針の決定等には用いないこと。

※弊社受託未定